

共同親権運動

20号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2012年4月7日

裁判所職員？の差別発言「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」

先日、「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」というブログで、家裁利用者を「キチガイ」と呼んでいるというメールが寄せられた。ブログの書き込みは2月4日付けで、「今度こそ、家裁の人氣がないのは、テミス様に誓ってガチです」というタイトルのもの。見てみると、家庭裁判所利用者の当事者の対立が激しいことを指摘し、「当事者のキチガイ率も異常に高い」とあった。窓口や電話での当事者対応を例に挙げ、「お前のイカレ話を聞いていると、他の仕事が全部ストップしちゃうから、さっさと消えろ」という。自殺を図ろうとする当事者を、「裁判所でやられると、後始末が大変だから、止めてくれ。ああ、敷地の外でなら、いつでもどーぞ」とも言い放つ。ブログの副題は、「裁判所の一職員が勝手なことをしゃべるブログです」。「甲野太郎」名のブログは、実際に裁判所の職員が作ったかどうかは不明だ。とはいえブログには、裁判所の職員間の家裁評価や人事上の扱いなど、裁判所職員にしか知り得ないものも具体的に書かれている。そう思わせるに十分な内容だ。

ぼくたちは、主に離婚をきっかけに子どもに会うのが難しくなった親たちで会を作っている。子どもと会うためには、家庭裁判所に調停を申し立てることが公式な手段だ。しかし、子どもと暮らす側の親がかたくなになると、子どもとは引き離される。こういった現象は片親疎外として日本でも知られるようになってきた。離婚の渦中、さらに子どもと引き離された当事者の心理的な負担は相当なものだ。実際、ぼくが知っているだけでこの4年、「敷地の外」で子どもに会えない親、3人が自殺している。それ以外にもフランス大使館は、日本人との結婚で、3人のフランス人の別居親の自殺を発表している。家裁に行っても、子どもと会うという取り決めができる確率は約半分。月に1回以上の取り決めができるのは、さらにそのうちの半分となっている。それも2時間ほどで、守られる保障はない。子どもに会いたいと相談に来た人にはこういう。「ぼくたちハエっすよ、ハエ」。期待して家裁に行くと、バシッと打ち落とされる。

家裁には交流を履行させるための強制力が弱く、結果、「実効支配」が「母性優先」よりも優先ルールとなっている。子どもを持っていない親には、男女かわらず調停委員や裁判官は子どもを諦めさせ



最高裁前で職員に声明を手渡す

こんなことやります 学習会「どう取り決める？ 離婚後の子育て」お話・小嶋勇さん（弁護士）、日時・5月12日（土）13：00～16：00、場所・銀座セミナールーム（東京都中央区銀座3-13-9東銀座313ビル8階）、参加費1000円、主催・kネット



原則交流・共同養育 第Ⅱ期共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

電話 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

郵便振込み 00130-5-472679 加入者名：kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170kネット・共同親権運動ネットワーク共同代表植野史

る。母親は、「あなたまだ若いんでしょ、再婚して子ども生んだら」と言われ、父親は、「子どもが小さいうちは女が育てるのが当たり前」と言われたりする。昨年民法に「面会及びその他の交流」という文言が明文化された。その5月、千葉家裁松戸支部の若林辰繁裁判官は、調停でその国会での審議を示した父親に、「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない。国会審議など、これまで参考にしたことは一度もない」と言い放っている。

そんな家裁の現実なので、ブログの書き込み自体には「やっぱりね」と驚きはなかった。とはいえ、いいわけないので、別居親や、家族支援をしている13の団体で3月5日に「裁判所職員の家庭裁判所利用者への差別発言を許さない共同声明」を公表した。翌日には最高裁判所に要請。一人で行くかと思ってたけど、電話したら一人いっしょに来てくれた。昼休みには西門で声明文を職員たちに配った。

事前に新聞記者が問い合わせていたのもあってか、要請では異例なことに最高裁から伝えて欲しいと文書が読み上げられた。いつもは要請があるというとめんどくさそうに「郵便で送ってください」と言ってくる。何でも2月末ごろに、書き込みの「内容によっては、国家公務員法上の守秘義務に抵触する可能性があるほか、守秘義務に抵触しない場合でも、事件関係者を侮辱したり、誹謗中傷したりするような内容が含まれていれば、国家公務員法上禁止されている信用失墜行為に該当することもあるから、裁判所職員として法規を遵守することについて、職責を負っていることをあらためて認識し、国民からの信頼が損なわれることがないよう」、ネット利用にあたって注意喚起を促す文書を、全職員に対して配ったという。

書き込みタイトルの「テミス様」というのは剣と天秤を持つ正義の女神。「ガチです」って言うてるくらだから、本人いいことしたと思っている。そもそも注意して書いてんだらうから、何の意味もないことだ。これで幕引きはありえない。

「これじゃ受け取った側は何のことかわかんないじゃないですか。職員なら特定して処分すべきだし、職員じゃないなら職員の名前を語ってるわけだからやっぱり問題でしょう。このブログの書き込みについて裁判所の見解を公表しないと」と出てきた職員に言った。「法律村」の掟に忠実かどうかより、「聞きたいのはあなたの考えよ」。だいたい事前に何度も電話しているのに、担当の職員すら出てこない。

翌日には、書き込みだけでなく、ブログそのものがネット上から消えていた。3月14日、最高裁に対応を問い合わせると、「検討中」との答えが返ってきた。

この書き込み、裁判所全体を覆っている「お上意識」がボロりと表に出たにすぎない。「後始末がたいへん」なのは「敷地の中」だ。(雑誌「インパクション」に寄稿したものを加筆修正)

●主張

自分の子どもに 一生会えなくなるかもしれない 国境を越えて自分の子どもに会う権利の実現を

加藤丈太郎

●なぜ、「自分の子どもに会えない」という相談が立て続けに舞い込んできたのか

筆者は特定非営利活動法人 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY (以下、APFS とします。ウェブサイト <http://apfs.jp>) において、外国人住民（特に東南アジア・南アジア、アフリカ出身者）から在留・生活に関わる問題について相談を受けています。ここ1年の間に、「自分の子どもに会えない。日本人妻 or 夫が子どもに会わせてくれない。」という内容の相談が立て続けに舞い込んでくるようになりました。なぜ上記のような相談が増えてきたのか、その理由は統計を見ると分かります。

日本では190ヶ国出身の207万8480人の外国人が生活しています。外国人人口が日本社会の総人口に占める割合は1.63%です（以上、2011年12月末 法務省入国管理局統計）。一方、離婚件数のうち国際離婚が占める割合は7.47%に及びます（2008年 人口動態調査特殊報告）。外国人人口（1.63%）と国際離婚（7.47%）の割合を比べると、国際結婚において離婚に至る割合が日本人のそれよりも高いことが分かります。夫婦間で文化・習慣の違いを乗り越えることの難しさが数字にも表れています。

今回は在留資格の観点からアジア・アフリカ圏の外国人当事者が抱える問題を考えます。

●「自分の子どもに一生会えなくなるかもしれない」

外国人当事者と言っても、欧米圏の当事者と、アジア・アフリカ圏の当事者では、大きく状況は異なります。配偶者と離婚（別居）後、アジア・アフリカ圏の当事者の多くは、在留資格に問題を抱えるようになります。

欧米圏の当事者は、企業、語学学校等で職を得ていれば、就労ビザ（「人文知識・国際業務」・「技術」等）で引き続き日本に滞在することが出来ます。すなわち、腰を据えて親権、面会交流等について闘うことが出来ます。

一方、アジア・アフリカ圏の当事者の多くは、工場等で就労しています。「日本人の配偶者」であるうちは、就労に制限はありません。しかし、離婚（別居）をすると状況は一変します。工場等で仕事（俗にいう単純労働）をするための在留資格は日本には存在せず、就労ビザに切り替えることは出来ません。そこで、アジア・アフリカ圏の当事者は「定住者」という在留資格に変更をしようとします。しかし、誰が「定住者」に変更出来るのかについての基準はあいまいです。1) 婚姻期間が長期間に及び、2) 子の親権を有し、3) 女性である場合でなければ、在留資格を確実に変更できる保障はありません。

したがって、在留資格を変更出来ず、母国に帰国せざるを得ない当事者が少なからず存在することが想定されます。また、当団体には、在留資格変更が認められなかった後、オーバーステイの状態に陥り、助けを求めてくる当事者が複数存在します。

アジアやアフリカに、子どもが一人で親を訪ねていくことが想像できるでしょうか。さらに、アジア・アフリカの中には、通信状況が十分でないケースもあり（郵便の宅配が未だになく、村の郵便局に郵便を取りにいくという国もあります。）、親子の連絡が途絶えてしまうことも十分考えられます。だから、「（一度、日本国外に出たら）自分の子どもに一生会えなくなるかもしれない」という思いから、オーバーステイというリスクを冒してまで日本に留まっている当事者がいるのです（オーバーステイで母国に送還された場合、5年間は日本に入国することが出来なくなります）。加えて、離婚係争中に在留資格更新の時期を迎え、自らの在留資格が更新出来るのかという不安と闘っている当事者も多く存在します。

●国境を越えて、自分の子どもに会う権利の実現を

当団体では、2012年3月に院内集会「日本におけるハーグ条約批准に伴う共同親権制度の必要性」を共催しました。準備や交流会等様々な場面で、外国人当事者は多くの日本人当事者から励ましを受けました。励ましは彼／彼女らが頑張る大きな力になっています。また、外国人当事者の考え方やメンタリティが日本人当事者の刺激になっていることもあります。これからも国境を越えて、自分の子どもに会う権利を実現すべく共に動いていければと思います。

日本の誇れる文化「MANGA」

『子どもの連れ去り問題』を広報誌で紹介

敦子

図書館に行っても、いつもなら通り過ぎる新書コーナーをチラ見した時に「自分と関係がある言葉が目飛び込んできた！」それは【連れ去り】。勿論、借りた。読み終わる前にもう、妙案が浮かぶ！（自画自賛ね）「そうだ、参加している市の広報誌の『本の紹介コーナー』で扱えば、一般の方(?)にも、【連れ去り】という言葉を知ってもらえる！」

でも紹介、どうしょ？ そうだ、広く人目を引くためには、漫画が良いのでは？！ 共同～の会報誌でもあのコーナーは輝いている……そう、太田さんの漫画！よし、頼んでみよう！！

で、既にある作品のアレンジで依頼するつもりが、人間の野望とは恐ろしいもので、自

分が日頃相手とその親に言ってやりたいことをぶつきたい気持ちがムクムク湧いてきた。面と向かって言ったら、火に油を注ぐだけだけど、この変てこな現実を客観視して欲しいよ。ご近所さんも。

折しも、かつて学生時代に英語の授業で扱った作品を読み返し「まるで私の状況じゃない、でも今の私には、ゼウス様いないけど……」なんて半ベそかいてたところ。ピーン！ またひらめいちゃった。この話と掛け合わせましょ☆

狙いは半的中。「本のタイトルは重そうだけど、漫画が面白いから興味を持てた」と、知り合いの感想。肝心の相手が読んだかは、怖くて聞けない。

忙しい中、太田さんありがとう！！



※(用語解説)
ゼウス…全能の神
デメテル…大地・実りの神
ヘルセポネー…春の女神
ハデス…死の国の王



第一回 米国の組織「父親と家族」について

米国に「父親と家族」(Fathers and Families) という組織があります。この組織は、「親が離婚や別居をしても、子どもが双方の親と結びつきを保つのであれば、子どもは幸福であり、うまく行く」というビジョンを持っています。そして「離婚や別居の際には、共同養育が基本的に採用されること」を求めて、有効で効果的な活動を行っています。これまで各州において、家庭裁判所に規制を与える法律を多数成立させてきました。この組織のホームページによれば、活動内容は次のようです。

(1) 一般の人への啓蒙

子どもを愛する父親の声をメディアに届けています。家庭裁判所を改革する必要性を訴えて、恒常的にメディアに登場しています。

(2) ロビー活動

家庭裁判所を改革する法律の成立を目指して活動を行っています。全米の各州において共同親権のために多数の法律を成立させています。

(3) 法的弁護の基金

関係する州の上級裁判所のケースにおいて、法廷助言者として意見書を提供し、自分たちの立場を主張しています。

(4) 意見の送付

オピニオン・リーダー達に、意見を送付しています。共同養育と家庭裁判所の改革を求めて、子どもが抱える深刻な問題の解決を求めています。また、同じ活動をする仲間を支援しています。

(5) 研究

科学的研究に基づいて「家庭裁判所を改革すれば、子どもの八つの大きな問題が減る」という声明を発表しました。この組織は、この声明を作成するにあたって、大学の研究者やその他の専門家の助力を得ています。子どもの八つの大きな問題とは、①児童虐待、②学業成績悪化、③気分が落ち込むこと、孤立すること、④粗暴な行動、⑤不健康、⑥10代の妊娠、⑦薬物依存、⑧将来の家族関係の悪化などです。

(6) 強力な支持者を増やすこと

支持者の獲得を目指しています。リーダーシップを明らかにし、資金調達を行っています。この組織のウェブサイトやEメールの読者は、5万人を超えています。

(7) 会員数の増大

この組織には、活動を支える多くの会員がいます。会員は、着実に増加しています。会員からの寄付は、改革戦略の実行を可能にしています。2010年には、年間3000万円の寄付が集まりました。寄付は毎年増えています。

この組織は、共同親権の父であるジェームズ・クックの流れを汲む組織です。ジェームズ・クックは、ロビーストでした。この組織も、ロビー活動を行っています。「EUにおけるロビー活動」という本によれば、「ロビー活動とは買収することではなく、議員や官僚は必要な知識を持っていないので、彼らに正確な情報を提供することである」そうです。公平な情報源として、議員や官僚から信頼される必要があるそうです。(堀尾英範)



2月18日 3月10日 例会報告

★2月18日総会@銀座

・参加運営委員より年次活動報告が行われました。

・会計報告 会計担当より会計報告が行われました。

前期繰越金 544,059 円、

収入 1,242,396 円

(会費、賛助企業会費、寄付金、講演・セミナー・交流会収入、相談・支援収入、物販)

支出 1,523,057 円

(地代・家賃、通信費、会報発行紙・印刷代・郵送費用、講師謝礼支払い、施設使用料、交通旅費)

次期繰越金 263,398 円

・今後の会運営課題について話し合いが行われ、会計・名簿管理・会報発行作業についての効率化・改善が必要との認識で一致しました。

・会報、学習会の実施は今年度は年4回とす

ることで確認されました。

☆学習会「みんなで話そう！共同親権運動のこれから」

講師) 益子行弘さん(東北公益大学教員)

・山形新聞「提言」に対する反響

・日本の離婚、面会交流事案について、事実を元にした定量分析を実施

堀尾英範さん(小児科医)

・英語の文献の中に真実が見える。

・医学の世界をみても、海外で客観的事実と認識された事は、いずれ日本でも認められる。

★3月10日例会報告@国立公民館

・年次総会に引き続き、会計管理、名簿管理の業務改善について話し合い、実施策について合意しました。

・「k ネット九州」の設立要望があり、「k ネット」の団体名使用について、必要最低限のルール策定が必要という認識で一致しました。次回定例会までに、ルール案を作成することとなりました。

・k ネット規約について、代表制をやめたため、任意団体の実態にあわせた規約の変更を行うこととなりました。

・会報20号の編集方針について確認されました。

「みんなで話そう！共同親権運動のこれから」に参加して

■ 前半の益子先生の講義では、親が離婚し、別居親へ会えていないことにより現実に子どもたちに悪影響が出ていることが、先生ご自身の調査結果にも表れている、と言うお話でしたが、世間にもっとこの事実を認識させて、わが国の現状を変えていかなければならないと痛切に感じました。

■ 今の司法を動かしている裁判官、調査官、調停委員、弁護士等々は、私たちに対して「子の福祉」ということを言葉を、あたかも正義の御旗のように唱え、疎外されている親たちをさらに蚊帳の外に追い出す振る舞いをしてきましたが、彼らこそ本当の意味での「子の福祉」を理解してもらいたいものです。

■ また、片親から引き離されている子どもへの精神的な影響について、今日の日本では専門的にきちんとした研究がなされてきていないとのお話もありましたが、今後も先生方のような研究者が一人でも多く出てきていただけることを切に期待します。

■ 後半の堀尾先生のお話は、ご自身の体験談も踏まえながらのお話で大変興味深く参考になりました。最初、「答えは英語にある」と言うフレーズの意味がどういうことなのかな、と思って拝聴しておりましたが、海外では当たり前になっていることが、日本では全くと言っていい程認められていないということを再認識させられ、翻って今のわが国の現状を見ると悲しくなるとともに、私たちの活動がとても大切なものであるとの思いを強めました。(Y K)

「共同養育センターつむぎ」 便り

NO. 5

いつもは2月に開花する緋寒桜が、3月になってようやく咲き始めて今がちょうど満開です。今年は、なかなか暖かくなりません。でも、少しずつではありますが春が近づいているようです。

2月26日と3月18日の2日間にわたって3回の「子どもに会えない親のための実践講座」を開きました。共同養育センターになって2回目の講座だったのですが、kネットと別れてからの単独講座ということでした。

第1回は愛知の榊原さんの「合法的に子どもの情報を開く」、第2回は望月さんの「子どもに会うために私たちができること」、第3回は滝井さんの「家庭裁判所攻略法」でした。どの講座も内容が充実していてためになるものばかりでした。が、宣伝不足のために最初の2回に人が集まらなくて、本当に申し訳ないことをしてしまいました。

次回からは今回の不備を解消するようにもっと工夫したいと思いました。かなり反省しています。

この講座を開くにあたって何人かに連絡を取りました。講師先生になってもらおうとお願いの電話も含めてなのですが。実は第4回に「民法改正で家裁はどう変わるか」というような内容の話をしたかったのですが、こうなってほしいという思いはあっても実際改正の日は4月1日で、今現在家裁で闘っているかたのお話を聞く限りではあまり何も変わっていないように感じたのでどう話を持っていけばいいのかわからなくなったのです。

ただ、調停の進め方やこちらの方針、(ひとりひとり状況も違いいろいろ難しいこともあるでしょうが) 心構えなどで変えられるかもしれないという希望も見えました。実際泊付き面会も出ていますし、監護権変更も出ているようです。それを出した方々が特別だったのかもしれませんが、それを特別にしないで普通なことになりたいと思っています。

今回、宣伝不足ということもあって講座に参加できなかったかたのために、また夏前にでも講座を企画したいと思います。次回は内容はもちろんのこと宣伝にも力を入れて心して取りかかります。

今悩んでいるみなさまのお手伝いできれば、つむぎを立ち上げた甲斐もあると思います。ビジテーション(面会交流の仲介・支援)もしています。いろいろご相談ください。

春はもうそこまで・・・。(植野 史)

■一般社団法人 共同養育センター つむぎ

東京都国立市東3-17-11 B-202

tel 042-505-4339・090-4964-1080

応援カンパ おおいに歓迎です。

振込み先 三菱東京UFJ銀行国立支店 普通 0341883

<http://kyodoyouiku.jp/blog/>

私のカウンセリングはメンズカウンセリングという耳慣れないカウンセリングです。フェミニストカウンセリング、あるいはウイメンズカウンセリングという、女性の視点を加えたカウンセリング(?)の方法論はそれなりに認知され、行政の女性相談でけっこう採用されています。けれど男性視点でのジェンダー理解をしたカウンセリングは存在しません。というのは、女性視点(フェミニスト)では社会はすべて男性支配であり、男性の視点で構成されていると言う前提に立っています。ところが男性社会とはいうものの、その男性の価値観にジェンダー理解はありません。ですからフェミニストの言ってることは男性の価値観や存在を否定する破壊的な思想だ、と頭から拒否し対立構造になってしまいます。

フェミニストの言う男性支配の社会が男性の利益になっているならまだしも、男性の多くは困難を抱え、ストレスフルに生きてます。自殺が多かったり、平均余命が女性より短いと言う事はその表れです。司法や行政の扱いでも、男性差別と言ってもいい現実もたくさんあります。DV法に関する様々な問題、離婚の際の慰謝料とか、引き離しの問題、親権や父子手当の問題、過重労働の問題、などなど。本来、こういった問題を研究すべき専門家、学者さんが男性問題を研究してこなかったということがあります。男性問題では学会で評価されないとか、飯が食えないということもあって、女性、フェミニスト視点で男性研究するしかなくて、結局男性の問題に深く切り込む研究もないし、社会的な影響力もないまま、男性が差別抑圧構造の加害者（か被害者）になってしまうという現状を変えられずにいます。まともな研究者がいないないんよね。

で、そんな状況は司法も福祉も心理の世界でも同じ事で、男性問題を理解した援助者はいないから、フェミニストの言う、男女の対立構造の言説に乗るか、それを無視して、伝統的なジェンダー視点のない支援をやるか、と言う事になります。結局、権力構造は弱者を抑圧することで成り立つ構造ですから、みんなが差別されないで平等に生きるには、その権力構造をいったん解体し新しい価値観で再編しなくてはなりません、その作業は権力構造で飯を食ってる人にはできるはずはありません。となると、その構造で割を食ってる当事者が声を上げるしかないってことです。実際女たちは「私たちは割を食ってる」って、70年代から言い続けてきたから、女性の利益がそれなりに確保されたということもあります。

けれど、多くの男たちはなまじ割を食ってなかったばかりに、その作業を長い間放棄してきたし、その結果の様々な男性問題でしょう。引き離しの問題も、男性問題のひとつとしてとらえる事ができます。男たちがバカでした、といえます。

これじゃあなんも解決しないよねえ、ということで私は男性視点のジェンダー理解で、様々な援助の仕組みを開発してきました。二十数年前からの動きです。メンズカウンセリングと言うのはそのでっ上げの最たるもの。とんでもない大ボラで私の妄想なんだけれど、私が言い続ける事で、概念が共有され、現実の価値観として社会に定着していきます、きっと。



「帰れる港が2つあること」

共同親権＝共同養育つまり、子供の養育及び保護は両親2人で行うものではなかろうか？と私は常日頃思っています。人は男だけでも女だけでも子孫は残せません。それは嫡出子でも非嫡出子でも同じ事です。そして、子どものお父さん、お母さんはそれぞれ1人ずつです。たとえ、お父さんかお母さんかどちらかが離婚をして新しい相手と結婚して、家庭を築いても、やっぱりお父さんとお母さんは変わらないのです。

私は現在戸籍上では「実母と義父と弟（実母・義父夫妻の嫡出子）と私（実母・義父夫妻の養子）」という家族の中に一応納まっています。ですが、この戸籍上の家庭には居場所もつながりも無いのが現状です。それは、母と義父が結婚してからずっとです。

昔からの価値観ではきっと「子は新しい家族の中で幸せなのだから諦めなさい」といわれ続け、諦める選択をした人も多かったのではないかと思います。ですが、子である私が思うに全然幸せではなかったですね。母も義父も自分勝手に親権を濫用してただけ。子を祖母に投げっぱなしだから子が何を思ってるかも判らない、子の寂しさも理解していない。自然と私の記憶にはない父親を探そうとしました。ですが父について聞いても「身勝手な男」という言葉を始めとする否定の言葉だけでした、次第に「父親も棄てたんだ」と思わざるをえなかったです。

正直自分を愛するなんて出来なかったですね。今も出来ていません。

私はやっと大人になって親権者の同意がなくても通えるという事で高校に通い始めました。この春には卒業年度予定です。進学予定ですが此処にも現実的な問題があります。「保証人が必要」とする大学が殆どなのです（例外は放送大学と日本福祉大学通信教育部しか私も把握しておりません）。進学以外でも住宅問題（保証人関連）でいつも保証会社にお金を払うなどして家を借りている始末です。巷には就活にも「親の保証人」が必要とさえ聞きます（片親は審査段階で弾かれるとか、親無しは門前払いとか…）。お金とか学力以外の本人の努力ではどうにも出来ないところで日本の場合は躓きやすい社会システムとなっているのです。

正直私は仕方ないのですが、これ以上ほかの同じような立場の子どもがこんな苦勞をしなくて済むようになって欲しいですね。

共同親権・共同養育になればこのような苦勞をする人はぐっと減るんじゃないかな？と期待しています。私が願う共同親権・共同養育のあり方は「子を船にたとえるなら、社会という海から帰れる港（親）が2つ有ること」それに尽きるのです。 甘味堂（あまい かんみ）

引き離し3年、そして同居

2008年から前夫と不仲になり、2009年から離婚前提の別居が始まりました。子供とは別居3ヶ月前から、前夫が私に子供に近寄らせない様に子供の学校の帰宅時間に待ち伏せをし、土日を含め、一切接触をさせて貰えず、子供は前夫について行きました。

調停は前夫が親権を求めて申し立てたので、相談していた弁護士と契約し、後日、私から離婚理由を含む、親権・財産分与・慰謝料の調停を申し立てました。

2010年に離婚が成立し、親権は前夫が持つ事になりました。別居中より、学校行事には、全て参加しました。

2010年9月に前夫が覚せい剤の密売で逮捕され、裁判になると同時に親権変更と子供の引き渡しの審判を申し立てました。前夫の裁判は全て傍聴し、家庭裁判所に提出しました。公判中、調停中に覚せい剤の密売をしていた事が分かりました。離婚調停の調査官が前夫が親権者になる事を望み、私を攻め立てましたが、責任を取る事は一切ありませんでした。調査官名は加藤みさえ。

2011年1月に前夫に懲役4年の判決が出ました。同年5月に子供が通う学区内に引っ越し、7月に家庭裁判所から親権者変更の決定が出ましたが、服役中の前夫は即時抗告し、高等裁判所に移りました。裁判中に前夫は獄中結婚をしました。継母に子供は育てられていたが、高校受験を控えていたが、親権者不在の為、学校に呼ばれ、進路を決定しました。

高等裁判所に高校進学に不利になる等の上申書を書き、提出した翌日、親権者変更の決定が下りました。継母は前夫と離婚する予定であり、中学校を卒業後、子供が引っ越して来ました。

前夫の事件はテレビや新聞でも報道され、継母と生活し、親権者変更の裁判中と言う異常な環境だった為、子供は心理的に、苦勞をしていたらしく、中学校の先生にかなりお世話になりました。3年間離れていましたが、幼さが残る15才の息子と今、生活を共にしています。（トラビ美佳子）

★ 会費の使い途、会報発送は年4回になります ★

昨年、k ネットの専従職員から地震、原発事故の最中にドタバタと元のフリーライターに戻りました。宗像個人に集中していた会務の整理や引き継ぎが必ずしもスムーズにいかなかったもので、多少混乱しつつも、会報の発行やサイトの更新は続け今に至っています。特にネット環境のないメンバーのみなさんにおかれましては、活動内容が不明瞭なところがあり、申し訳ありません。

現在、個別相談はつむぎのほうに行っているのですが、電話での問い合わせは2～3日に1回来る程度となっています。この電話は、面会交流や家裁についての一般的な情報提供や、地域の別居親団体、支援者につなげるホットラインとなっています。メールでの問い合わせも週に1～2件。入会者は1週間～10日に1回程度、サイトのほうからあります。メールニュースの読者は現在約330人。国会ロビーについては他の団体も行っているため、現在は秘書などと会い、必要な情報を定期的に交換し、時には国会質問などについてお願いをすることもあります。

なお、現在の会員数は約150人、賛同者数は約30人となっています。今回、寄贈名簿を整理して減らし、185人に会報や資料を郵送する体制を整えました。185人の内訳は、これまで協力いただいた国会議員・地方議員、弁護士、研究者、裁判所・官庁の担当者、支援者、関係団体等となっています。この中には、会員のいる都道府県の家庭裁判所と主要都市の男女共同参画センターも含まれます（お近くの男女共同参画センターの図書室や資料室等で保管されているかどうかご確認下さい）。

隔月で会報を発行し、発行していないときは学習会を銀座で実施してきましたが、運営委員の負担が過剰になってきました。会計や名簿管理について役割分担を明確化し、会報の発行回数を年4回にし、学習会等イベントも年4回にさせていただきました。会報の発行時の郵送がイベントの開催の通知となっています。特にネット環境のない人にとっては、つながりが希薄と感じられるかもしれませんが、活動の縮小ではなく、会務の効率化。適切なところに情報を届けて世論の理解を得るための会費の活用としてご理解いただければと思います。

また、ホームページでは定期的に開催される会員交流会や、他の地域の別居親団体の自助活動についても宣伝しています。代わりに会報をその団体の主催者に複数部送り、その場で配っていただくようお願いしています。現在、銀座、別府、福岡で交流会が開催され、コトオヤネットさっぽろと親子交流くにたちの宣伝をすることがあります。

今年からk ネット九州を立ち上げたいという申し出が別府・福岡のメンバーからありました。k ネットは2年を目処に一度活動を総括して解散し、有志で活動を継続する運動体として発足しました。支部を作って上下関係とするのではなく、今後は同じk ネットという名前でも、支部ではなく別団体として共同親権運動を作っていくことができればと思っています。（宗像充）

すべてのものには 意味がある

二〇一二年に入り、(一)Lab（子ども子育てラボラトリ）と言う屋号で志事（しごと）をしています。一月は、神奈川コミュニティカレッジで子育てしている方々へのコミュニケーション講座に登壇、二月にはベストセラー作家のH氏とのコラボで教材テキストのプロジェクトに参加。三月は東日本大震災復興イベントを開催し、そして保育園で働く保育士さんたちへのコミュニケーション講座。いよいよ四月からは神奈川県藤沢市のある保育園で専任カウンセラーになります。すべては、会えない自分の子どもたちの子育てができないのならば、他の子どもたちの子育てに関わりたいたいという気持ちからでした。きっと、離れて暮す子どもたちもスクスクと成長していると思います。そして、私も勉強をした結果がだんだんと形になってきて、人間的な成長もできていると思っています。この成長をさせてくれたのは、会えない子どもたちです。そして、今では、別れた妻にも感謝できるようになってきました。

今までのすべての事柄が何一つ欠けていたら、勉強もしなかったらどうし、(一)Labとしての活動などもなく、離婚後に出会ったたくさんの仲間とも会うことはなかったでしょう。私の新たな可能性を引き出してくれたのが、別れた妻だったと思うのです。そう思うと、感謝なんです。子どもに会いたい気持ちは今でもずっと続いていると思いますが、すべてのものには意味があると思うと、今、子どもと会えないこともきっと意味があるのだと感じています。（宇野努・ここLab子ども子育てコーディネーター）

瓦版

□これまで

二・二 親子交流くたち定例会
二・四 つむぎ相談日（銀座）
二・六 親子交流くたち
二・八 kネット年次総会・学習会「みんなで話そう！共同親権運動のこれから」
二・八 別府交流会
二・二 つむぎ相談日（銀座）
二・六 つむぎ「子どもに会えない親のための実践講座」
二・八 銀座交流会
三・一 親子交流くたち
三・五 「差別ブログ問題」司法記者クラブプレスリリース
三・六 「差別ブログ問題」最高裁への要請・チラシ配布
三・七 全司法労組と会う
三・一〇 定例会・運営会議
三・一三 つむぎ相談日（銀座）
三・一五 親子交流くたち定例会
三・一七 別府交流会
三・一八 つむぎ「子どもに会えない親のための実践講

座」
三・二七 銀座交流会

□これから

★kネット定例会・学習会「どう取り決める？離婚後の子育て」
お話・小嶋勇さん（弁護士）
日時・五月一二日（土）
一三〇〇～一六〇〇、場所・銀座セミナールーム（東京都中央区銀座三―一三―一九東銀座313ビル8階）、参加費 一〇〇〇円（講師謝礼・経費に充当します）、問い合わせ・kネット
★六月定例会
日時・六月九日、場所・国立（予定）
★七月定例会
日時・七月一日、場所・国立（予定）、会報発送
＊詳細についてはお問い合わせ下さい
★共同養育センターつむぎ相談日
日時・第一、二、三火曜日（四月三日・一〇日・一七日、五月一日・八日・一五日、六月五日・一二日・一九日）一八〇〇～二二〇〇、場所・東銀座三―一三ビル

セミナールーム、料金三〇〇〇円（一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算）、問い合わせ・〇九〇・四九六四・一〇八〇、＊相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます
★kネット交流会
日時・四月二四日、五月二二日、六月二六日（毎月第四火曜日）一九〇〇～二二〇〇（入退出自由）、場所・東銀座三―一三ビルセミナールーム、参加費・五〇〇円（運営費等含む）、問い合わせ・〇九〇・四九六四・一〇八〇（植野）

★kネット交流会

日時・四月二四日、五月二二日、六月二六日（毎月第四火曜日）一九〇〇～二二〇〇（入退出自由）、場所・東銀座三―一三ビルセミナールーム、参加費・五〇〇円（運営費等含む）、問い合わせ・〇九〇・四九六四・一〇八〇（植野）
★kネット交流会@別府
日時・四月二一日、五月一九日、六月一六日（毎月第三土曜日）一八〇〇～二二〇〇、会場・野口ふれあいセンター（旧別府市立野口小Ⅱ別府駅から車で3分ほど、大分県別府市野口元町一二―四三）、初めての方や電車でお越しの方の集合場所・別府駅東口（正面出口）油屋熊八翁の像前、問い合わせ・knet-beppu@ctb.ne.jp、〇八〇・五二〇八・八七九七（kネット別府交流会宮原）
★親子交流くたち定例会
日時・毎月第一、第三木

曜日（四月五日・一九日、五月三日・十日、六月七日・二一日）、場所・国立スペースF（国立市中三一―一六）、問い合わせ・〇四二・五七三・四〇一〇（スペースF）
【kネット国立事務所】
〒一八六―〇〇〇二東京都国立市東三一―七一―一好日荘B―二〇二（郵便はこちらにお願いします）
【東銀座313ビルセミナールーム】
東京での相談、交流会・グループワーク、セミナーの開催はこちらです。（こちらでは郵便は受けていません）
東京都中央区銀座三―一三―一九、東銀座三―一三ビル八階最寄り駅Ⅱ地下鉄東銀座駅徒歩三分、銀座駅徒歩一〇。晴海通りから工事中の歌舞伎座のある通りに入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局向かい。

＊「瓦版」へのイベント情報の掲載を希望の方はkネットまでご連絡下さい（誌面の都合上掲載できない場合がありますのであらかじめご了承ください）。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。立法院への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親子が別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。会員・賛同者を募っています。

年会費（会員は別居親と家族）・三〇〇〇円、賛同金三〇〇〇円。またみなさまからのご寄付をお願いします。会費・賛同金、ご寄付は、以下にお振込みください。

■郵便振替 〇〇13015472679 加入者名kネット

■銀行口座 銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店 0072170 kネット・共同親権運動ネットワーク共同代表 植野史（銀行口座をご利用の場合は、メール、FAXにてお名前連絡先をお知らせください）。

info@kyodosinken.com